

第92回定時株主総会招集ご通知における インターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項
連結計算書類における連結株主資本等変動計算書、連結注記表
計算書類における株主資本等変動計算書、個別注記表

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

トレーディア株式会社

第92回定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書面のうち、上記の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.tradia.co.jp/>) に掲載することにより、株主の皆様にご提供しております。

業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社の内部統制システムに関する基本方針は次のとおりであります。当社は、この基本方針に基づく内部統制システムの整備・運用状況を絶えず評価し、必要な改善措置を講じるほか、この基本方針についても、当社を取り巻く様々な情勢の変化等に応じて不断の見直しを行い、一層実効性のある内部統制システムの整備・運用に努めていくこととしております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令及び社内規定を遵守し違法行為を行わないこと、また、企業倫理を守り、社会的な良識をもって行動することを業務遂行の基本とし、全社的なコンプライアンス体制の徹底を図るために、コンプライアンス規定を定め、コンプライアンス全体を統括する組織として、「コンプライアンス委員会」を設置しております。また、「認定通関業者制度に係る法令遵守規則」「特定保税承認制度法令遵守規則」等を定め、社員等がそれぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう、研修等を通じ指導する体制をとっております。

財務報告の適正性確保のための体制整備については、経理に関する社内規定を整備するとともに、財務報告の適正を確保するため、法令に基づき、定期的に評価し、改善を図っております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令・社内規定に基づき、文書等の保存を行います。情報の管理については、情報システム委員会において情報セキュリティポリシーを策定し、情報セキュリティに関する方針を示すとともに情報セキュリティ規則を定めて対応しております。また、個人情報保護に関する基本方針を定めて対応しております。

3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

当社は、リスク管理全体を統括する組織として「リスク管理委員会」を設け、有事においては、総務担当取締役を本部長とする「対策本部」が統括して危機管理にあたることとします。

また、平時においては、各部門において、その有するリスクの洗い出し、軽減等に取り組むとともに、法令・社内規定等を遵守し、全社リスク管理に対応いたしております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会において、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行っております。また、会社の全般的な業務の執行に関する基本方針を決定し業務執行の指揮・指導にあたる機関として、取締役及び経営管理職等による経営協議会を設置しております。

業務の運営については、毎年、事業計画を作成し、全社的な目標を設定しております。事業計画作成にあたっては、UMS（ユニット・マネージメント・システム）制度を取り入れ、神戸、名古屋、京浜各支店を「ユニット」、各営業部をサブユニットとし、サブユニット毎に収益目標を設定し、管理していくこととしております。この事業計画については、四半期毎に達成検証を行い、適宜担当取締役を中心に指導を行う体制をとっております。

5. 当社及びそのグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ会社の業務の適正を確保するため、原則として当社より役員等を選任し、対応しております。また、グループ会社経営については、自主性を尊重しつつ、管理及び指導を行い、定期的に報告を受ける体制としております。一方、グループ会社においては、規模・業態に合ったリスク管理体制に取り組み、コンプライアンス体制の強化を図り、業績の達成検証を行い、業績を定期的に報告することにより、業務の適正化を図っております。

6. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、並びにその使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査等委員会が、職務を補助すべき使用人を求めた場合は、監査等委員会と協議のうえ、必要に応じて、監査等委員会の業務補助のためのスタッフを置くこととしております。また、監査等委員会の職務を補助する使用人の職務に関しては、監査等委員以外の取締役からの指揮命令等を受けないこととしております。

7. 監査等委員会への報告に関する体制及びその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保する体制

当社及び当社のグループ会社の取締役及び使用人は、当社監査等委員会の求めに応じて、随時その職務の執行状況の報告を行うものとし、当社または当社のグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに当社の監査等委員会に報告する体制をとっております。

また、監査等委員会は取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会及び経営協議会等の重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に

関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めるものとします。なお、監査等委員会は当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報交換を行い、連携を図ってゆく体制をとっております。

8. 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、公益通報者保護法を踏まえて、当社のコンプライアンス経営への取り組みを強化するために、従業員等からの法令違反等に関する内部通報を社内において適切に処理するために「内部通報規則」を定めており、公益通報をしたことを理由として通報者に対し、不利益扱いを行わないことを明確にしております。

9. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について、費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、速やかに当該費用または債務を処理することとしております。

10. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力やこれらと係わりのある企業、団体、個人との関係を排除するため、「リスク管理規定」や「リスク対応マニュアル」を制定し反社会的勢力に対する組織対応の方針を明確に示しております。また、対応統括部署を本店総務部に設置するとともに、企業防衛対策協議会に所属し、所轄警察署や地域企業と情報の交換や講演会等の参加により指導を受け、警察本部、暴力追放運動推進センターや顧問弁護士等の連携により、反社会的勢力に対する体制を整備しております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、「内部統制システムに関する基本方針」を多年度に亘る継続的取り組みの基本方針と捉え、事業年度ごとに見直しを行い、修正の要否について検討を行うこととしております。また、内部統制システムの整備及び運用状況については、定期的にモニタリングを行い、その結果を内部統制委員会にて審議し、取締役会への報告を行うこととしております。なお、内部統制システムの運用上見出された問題点等については、適時、適切に是正・改善を行い、必要に応じて再発防止への取り組みを実施して参りました。

連結株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	735,000	170,427	1,745,603	△10,249	2,640,781
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△43,990		△43,990
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			306,570		306,570
自 己 株 式 の 取 得				△1,397	△1,397
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	262,580	△1,397	261,182
当 期 末 残 高	735,000	170,427	2,008,184	△11,646	2,901,964

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	204,252	△886	62,634	266,000	2,906,782
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△43,990
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					306,570
自 己 株 式 の 取 得					△1,397
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)	95,916	13,955	△52,402	57,470	57,470
当 期 変 動 額 合 計	95,916	13,955	△52,402	57,470	318,652
当 期 末 残 高	300,168	13,069	10,232	323,470	3,225,435

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる事項

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社
会社名 大日物流株式会社

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用関連会社 6社
会社名 阪神コンテナ輸送株式会社
三笠陸運株式会社
広瀬産業海運株式会社
ソーラー・エンタープライズ株式会社
株式会社忠和商会
錦茂国際物流（上海）有限公司

(2) 持分法を適用しない関連会社

主要な会社名 海盟国際物流（深圳）有限公司

(持分法を適用しない理由)

持分法非適用会社は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

・ 市場価格のない株式等以外のもの………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・ 市場価格のない株式等………移動平均法による原価法

② デリバティブ………時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法、但し新山下倉庫の建物及び構築物、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法、なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員退職金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

① 収益の計上基準

①-1 収益の認識方法（5ステップアプローチ）

当社グループは、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年月26日。）を適用しており、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

当社グループは、顧客との契約に含まれる別個の財又はサービスを識別し、これを取引単位として履行義務を識別しています。

履行義務の識別にあたっては、本人か代理人かの検討を行い、自らの履行義務の性質が、特定された財又はサービスを移転する前に支配し自ら提供する履行義務である場合には、本人として収益を対価の総額で連結損益計算書に表示しており、特定された財又はサービスが他の当事者によって提供されるように手配する履行義務である場合には、代理人として収益を手数料又は報酬の額若しくは対価の純額で連結損益計算書に表示しています。

取引価格は、約束した財又はサービスの顧客への移転と交換に当社グループが権利を得ると見込んでいる対価の金額であり、当社グループが第三者のために回収する額を除いています。また、顧客から取引の対価は、財又はサービスを顧客に移転する時点から概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでいません。

①-2 主な取引における収益の認識

一時点での収益の認識（輸出、輸入、国際）

A.輸出部門

主な履行義務は、寄託を受けた貨物に対して通関申告、入出庫等の荷役、船積予定本船等へ運送を行うことであり、一連の作業終了後、予定本船に船積が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

B.輸入部門

主な履行義務は、外国貿易船で運送された顧客（輸入者）宛の貨物に対して通関申告を行い、当社倉庫での入出庫等の荷役、顧客の指定場所へ運送を行うことであり、貨物の最終出荷等、契約した全ての役務が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

C.国際部門

主な履行義務は、フレイトフォワードラーとして国際間の物品運送の取扱および船荷証券等の発行を行うことであり、寄託を受けた貨物が本船へ船積され船荷証券が発行可能となった時点、または、顧客（輸入者）宛の貨物を積載した外国貿易船が入港し到着通知が発行可能となった時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

一定期間にわたる収益の認識（輸出、輸入）

輸出、輸入部門で、顧客から寄託を受けた貨物を、当社または下請先倉庫で保管を行う場合は、保管期間の経過に伴い顧客はその便益を享受できることから、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

②リース取引に係る収益の計上基準

倉庫部門は当社保有施設を賃貸しており、賃料受取時に営業収入と営業費用を計上する方法によっております。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① ヘッジ会計の方法

・ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、金利スワップについては特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

・ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段：為替予約

ヘッジ対象：外貨建予定取引

b. ヘッジ手段：金利スワップ

ヘッジ対象：借入金

・ヘッジ方針

ヘッジ対象の範囲内で、将来の為替相場の変動によるリスク及び金利変動リスクを軽減する目的のみで、ヘッジ手段を利用しております。

・ヘッジ有効性評価の方法

為替予約については取引すべてが将来の外貨建取引の範囲内で行うものであり、実行の可能性が極めて高いため、有効性の判定は省略しております。また、金利スワップについては、特例処理を採用しているため、有効性の判定を省略しております。

② 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結年会計度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生 of 翌連結会計年度から費用処理しております。未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

重要な会計上の見積り

当社グループにおける会計上の見積りの検討が必要とされる項目としては、以下の2項目が考えられます。

① 繰延税金資産の回収可能性

翌連結会計年度における新型コロナウイルス感染症や地政学的リスクによる業績への影響は限定的であり、営業収入及び利益の著しい減少はなく、繰延税金資産の回収可能性は十分であると考えており、会計上の見積りにおける重要性は低いと判断しております。

② 退職給付債務

退職給付債務を算定するにあたり、割引率等の計算基礎については「退職給付に関する会計基準の適用指針」に従って判断しております。計算基礎のうち割引率においては、前連結会計年度末における割引率で計算した退職給付債務と比較して、当連結会計年度末における割引率で計算した退職給付債務が10%以上変動した場合、当連結会計年度末の割引率を適用することとなり、翌連結会計年度以降、退職給付債務の著しい増加要因になる可能性があります。なお、当連結会計年度末における変動は10%以内であったため、前連結会計年度末における割引率を引き続き適用し、債務の著しい増加も見られないことから、翌連結会計年度の計上額については、会計上の見積りにおける重要性は低いと判断しております。

会計方針の変更に関する注記

① 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結貸借対照表及び連結損益計算書に与える影響はありません。また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

② 収益認識に関する会計基準等の適用

収益認識会計基準等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

A. 代理人取引に係る収益認識

輸出、輸入部門の一部の収益において、従来は、総額で収益を認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における役割（本人又は代理人）を判断した結果、純額で収益を認識する方法に変更しております。

B. 第三者のために回収する額に係る収益認識

輸出、輸入の一部の収益において、業務の遂行上、顧客の費用を当社グループの費用として処理し、同額を営業収入として認識しておりましたが、これは当社グループが第三者のために回収しているものと認められることから、当該額を顧客から受け取る額から控除した額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、従来への会計処理と比較して、当連結会計年度の営業収入及び営業費用は147,178千円減少しておりますが、営業総利益、一般管理費、営業利益、経常利益及び税金等調整前純利益は影響ありません。また、利益剰余金当期首残高に与える影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することといたしました。

連結貸借対照表に関する注記

- | | | |
|-------------------|--|-------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | | 6,828,986千円 |
| 2. 担保に供している資産 | 有形固定資産 | 2,279,083千円 |
| | 投資有価証券 | 589,760千円 |
| | 担保に係る債務（長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。） | |
| | 短期借入金 | 1,550,000千円 |
| | 長期借入金 | 2,047,989千円 |
| 3. 保証債務等の残高 | | |
| | 下記会社の金融機関よりの借入金に対して債務保証を行っています。 | |
| | 神戸港島港運協同組合 | 160,862千円 |
| | (同組合員3社と連帯保証) | |
| | 合計債務保証額 | 160,862千円 |
4. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の総数

株式の種類	当連結会計年度期首	増	加	減	少	当連結会計年度末
普通株式(株)	1,470,000		—		—	1,470,000

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 2021年6月25日開催の株主総会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	43,990千円
1株当たりの金額	30円
基準日	2021年3月31日
効力発生日	2021年6月28日

(2) 2022年6月24日開催の株主総会において、次のとおり決議を予定しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	73,317千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たりの金額	50円(普通配当30円 記念配当20円)
基準日	2022年3月31日
効力発生日	2022年6月27日

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループの事業は、「輸出」「輸入」「国際」「倉庫」の報告セグメントと「その他」で構成されており、当社グループの収益を各事業に分解した情報は下記の通りです。

(単位：千円)

	輸出	輸入	国際	倉庫	その他	連結財務諸表計上額
一時点で移転されるサービス	2,627,907	4,629,458	10,444,570	－	125,675	17,827,612
一定期間にわたり移転されるサービス	121,560	381,744	－	－	－	503,305
顧客との契約から認識した収益	2,749,467	5,011,203	10,444,570	－	125,675	18,330,917
その他の源泉から認識した収益	－	－	－	59,220	－	59,220
合計	2,749,467	5,011,203	10,444,570	59,220	125,675	18,390,137

(注1) 「その他」は船内荷役、その他の事業を含んでおります。

(注2) セグメント間取引を調整した金額で記載しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類作成のための基本となる事項、4. 会計方針に関する事項、(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約残高

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高は以下の通りです。

(単位：千円)

	当連結会計年度期首	当連結会計年度末
顧客との契約から生じた債権	1,524,287	1,858,293
契約資産	91,969	82,486
契約負債	－	－

連結貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権及び契約資産は、「受取手形、売掛金及び契約資産」に含まれております。

- ② 残存履行義務に配分した取引金額
該当はありません。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金、立替金に係る顧客の信用リスクは、リスク管理規定に基づいた取引先与信基準に沿ってリスク低減を図っております。投資有価証券は株式であり、上場株式については、四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は、主に運転資金であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブ取引の契約先はいずれも信用度の高い国内の銀行であるため、相手先の契約不履行による信用リスクはほとんどないと認識しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、短期間で決済されるために時価が帳簿価額に近似する金融商品である現金及び預金、受取手形、売掛金及び契約資産、立替金、支払手形及び営業未払金、短期借入金（ただし、1年内返済予定の長期借入金を除く）については注記を省略しております

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額（*）	時 価（*）	差 額
(1) 投資有価証券			
其他有価証券	1,019,044	1,019,044	—
(2) 長期借入金	(2,160,489)	(2,144,225)	△16,263
(3) デリバティブ取引	—	—	—

（*）負債に計上されているものについては（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

金融商品の時価を時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における調整されていない相場価格によって算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)投資有価証券

上場株式は取引所の価格によっております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

(2)長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記(3)参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。また、一年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めて表示しております。

(3)デリバティブ取引

将来の為替相場の変動によるリスク及び金利変動リスクを軽減するため、将来の外貨建取引の範囲内での為替予約取引と変動金利を固定金利に変換する目的で金利スワップを行っております。金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しており、レベル2の時価に分類しております（上記(2)参照）。

(注2) 市場価格のない株式等

(単位：千円)

区 分	連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額
非 上 場 株 式 等	359,380

これらについては、(1)のその他有価証券には含めておりません。

3. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 2,202円91銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 209円32銭 |

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本									自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金					利益剰余金 合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金						
				買換資産 積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金					
当期首残高	735,000	170,427	170,427	183,750	153,719	700,000	402,904	1,440,374	△6,748	2,339,052	
当期変動額											
剰余金の配当							△43,990	△43,990		△43,990	
買換資産積立金の取崩					△7,380		7,380	—		—	
当期純利益							243,334	243,334		243,334	
自己株式の取得											
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)											
当期変動額合計	—	—	—	—	△7,380	—	206,724	199,343	—	199,343	
当期末残高	735,000	170,427	170,427	183,750	146,338	700,000	609,629	1,639,717	△6,748	2,538,396	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	204,252	204,252	2,543,304
当期変動額			
剰余金の配当			△43,990
買換資産積立金の取崩			—
当期純利益			243,334
自己株式の取得			
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	95,916	95,916	95,916
当期変動額合計	95,916	95,916	295,260
当期末残高	300,168	300,168	2,838,565

個別注記表

重要な会計方針に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

(2) デリバティブ……………時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法、但し新山下倉庫の建物及び構築物、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法、なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

A. 収益の認識方法

以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

顧客との契約に含まれる別個の財又はサービスを識別し、これを取引単位として履行義務を識別しております。

取引価格は、約束した財又はサービスの顧客への移転と交換に当社が権利を得ると見込んでいる対価の金額で測定しております。また、顧客から取引の対価は、財又はサービスを顧客に移転する時点から概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

B. 主な取引における収益の認識

①一時点での収益の認識（輸出、輸入、国際）

A. 輸出部門

主な履行義務は、寄託を受けた貨物に対して通関申告、入出庫等の荷役、船積予定本船等へ運送を行うことであり、一連の作業終了後、予定本船に船積が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

B. 輸入部門

主な履行義務は、外国貿易船で運送された顧客（輸入者）宛の貨物に対して通関申告を行い、当社倉庫での入出庫等の荷役、顧客の指定場所へ運送を行うことであり、貨物の最終出荷等、契約した全ての役務が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

C. 国際部門

主な履行義務は、フレイトフォワードガーとして国際間の物品運送の取扱および船荷証券等の発行を行うことであり、寄託を受けた貨物が本船へ船積され船荷証券が発行可能となった時点、または、顧客（輸入者）宛の貨物を積載した外国貿易船が入港し到着通知が発行可能となった時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

②一定期間にわたる収益の認識（輸出、輸入）

輸出、輸入部門で、顧客から寄託を受けた貨物を、当社または下請先倉庫で保管を行う場合は、保管期間の経過に伴い顧客はその便益を享受できることから、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

③リース取引に係る収益の計上基準

倉庫部門は当社保有施設を賃貸しており、賃料受取時に営業収入と営業費用を計上する方法によっております。

5. ヘッジ会計の方法

・ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、金利スワップについては特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

・ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段：為替予約

ヘッジ対象：外貨建予定取引

b. ヘッジ手段：金利スワップ

ヘッジ対象：借入金

・ヘッジ方針

ヘッジ対象の範囲内で、将来の為替相場の変動によるリスク及び金利変動リスクを軽減する目的のみで、ヘッジ手段を利用しております。

・ヘッジ有効性評価の方法

為替予約については取引すべてが将来の外貨建取引の範囲内で行うものであり、実行の可能性が極めて高いため、有効性の判定は省略しております。また、金利スワップについては、特例処理を採用しているため、有効性の判定を省略しております。

会計方針の変更に関する注記

① 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、貸借対照表及び損益計算書に与える影響はありません。

② 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

A. 代理人取引に係る収益認識

輸出、輸入部門の一部の収益において、従来は、総額で収益を認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における役割（本人又は代理人）を判断した結果、純額で収益を認識する方法に変更しております。

B. 第三者のために回収する額に係る収益認識

輸出、輸入の一部の収益において、業務の遂行上、顧客の費用を当社の費用として処理し、同額を営業収入として認識しておりましたが、これは当社が第三者のために回収しているものと認められることから、当該額を顧客から受け取る額から控除した額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、従来の会計処理と比較して、当事業年度の営業収入及び営業費用は147,148千円減少しておりますが、営業総利益、一般管理費、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益には影響ありません。また、利益剰余金当期首残高に与える影響はありません。

表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度までに「流動資産」に区分掲記して表示しておりました「受取手形」（当事業年度は、87,358千円）と売掛金（当事業年度は、1,858,293千円）は、当事業年度より「契約資産」（当事業年度は、82,486千円）と合計し、「受取手形、売掛金及び契約資産」として表示しております。

前事業年度までに「流動負債」に区分掲記して表示しておりました「前受収益」（当事業年度は、1,692千円）は金額的重要性が乏しいため、当事業年度より、「返金負債」（当事業年度は、532千円）と合計して「その他」に含めて表示しております。

重要な会計上の見積り

当社における会計上の見積りの検討が必要とされる項目としては、以下の2項目が考えられます。

①繰延税金資産の回収可能性

翌事業年度における新型コロナウイルス感染症や地政学的リスクによる業績への影響は限定的であり、営業収入及び利益の著しい減少はなく、繰延税金資産の回収可能性は十分であると考えており、会計上の見積りにおける重要性は低いと判断しております。

②退職給付引当金

当事業年度末の退職給付債務の計算結果に基づき、翌事業年度の計上額を決定しております。当事業年度末においては、割引率等の計算基礎の変動に伴う著しい債務の増加がなかったことから、翌事業年度の計上額については、会計上の見積りにおける重要性は低いと判断しております。

貸借対照表に関する注記

- | | | |
|--|--------|-------------|
| 1. 関係会社に対する金銭債権 | 短期 | 34,708千円 |
| | 長期 | 87,500千円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債務 | 短期 | 218,107千円 |
| 3. 有形固定資産の減価償却累計額 | | 6,828,986千円 |
| 4. 担保に供している資産 | 有形固定資産 | 2,279,083千円 |
| | 投資有価証券 | 589,760千円 |
| 担保に係る債務（長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。） | | |
| | 短期借入金 | 1,550,000千円 |
| | 長期借入金 | 2,047,989千円 |
| 5. 保証債務等の残高 | | |
| 下記会社の金融機関よりの借入金に対して債務保証を行っています。 | | |
| 神戸港島港運協同組合 | | 160,862千円 |
| （同組合員3社と連帯保証） | | |
| 合計債務保証額 | | 160,862千円 |
6. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

損益計算書に関する注記

- | | | |
|--------------|-----------|-------------|
| 1. 関係会社との取引高 | 営業収入 | 370,703千円 |
| | 営業費用 | 2,256,716千円 |
| | 営業取引以外の取引 | 71,041千円 |
2. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書に関する注記

事業年度の末日における自己株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度期首	増	加	減	少	当事業年度末
普通株式(株)	3,653		—		—	3,653

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、連結注記表に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳

繰延税金資産

賞与引当金	80,823千円
役員退職慰労引当金	23,201千円
未払事業所税	2,294千円
未払事業税	8,042千円
未払費用	12,895千円
貸倒引当金	1,966千円
その他	4,873千円
繰延税金資産小計	134,097千円
評価性引当額	△2,295千円
繰延税金資産合計	131,802千円

繰延税金負債

前払年金費用	△6,844千円
その他有価証券評価差額金	△132,351千円
買換資産積立金	△64,524千円
繰延税金負債合計	△203,719千円
繰延税金負債純額	△71,917千円

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	関連会社
会社等の名称又は氏名	阪神コンテナー輸送(株)
議決権等の所有（被所有）割合（％）	直接 50
関連当事者との関係	営業業務の一部委託、役員の兼任
取引の内容	資金貸付
取引金額（千円）	90,000
科目	長期貸付金
期末残高（千円）	73,500

取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の貸付利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,935円80銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 165円94銭 |

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。